

通学の負担軽減について

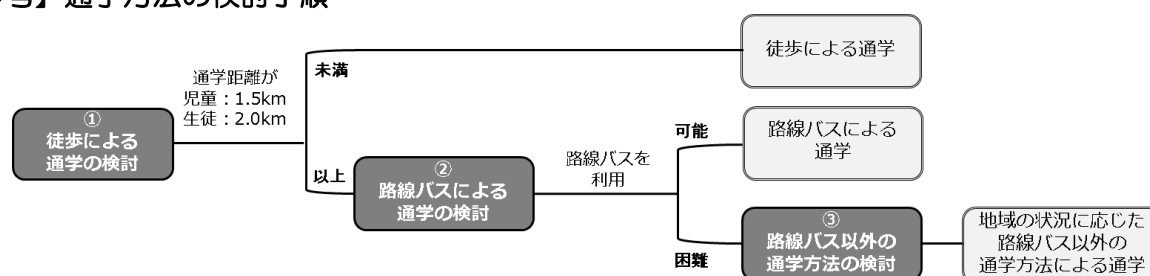
鶴川西地区における、公共交通機関等を利用した通学方法に関する基本的な情報について、情報共有します。

教育委員会では、基本的な情報を基に、全市的に導入する路線バス以外の通学方法の導入基準について、通学時間帯のバスの混雑状況等を踏まえて検討していきます。

今回の基本計画検討会においては、鶴川西地区における路線バスの状況と路線バスを利用した通学のイメージを共有します。

今後の基本計画検討会では、路線バス以外の通学方法の導入基準に関する検討の進捗について情報共有していきます。検討に関する課題や不安に感じることなどがあればご指摘いただきたいと考えています。

【参考】通学方法の検討手順



1 路線バスによる通学について

(1) 鶴川西地区の路線バスの状況

鶴川西地区における路線バスの状況を、資料3-2にまとめています。

【2026年度時点（学校の位置：現在の鶴川第三小学校）】

- ・ 検討想定エリア
A：真光寺1丁目～2丁目 B：真光寺町
- ・ 路線バス利用候補
A：入谷戸⇄消防署前、真光寺公園⇄きつねくぼ緑地前
B：鶴川団地⇄鶴川中央公園、鶴川団地⇄鶴川六丁目

【2029年度時点（学校の位置：現在の鶴川第四小学校）】

- ・ 検討想定エリア
A：真光寺1丁目 B：真光寺町
- ・ 路線バス利用候補
A：入谷戸⇄団地南 B：和光学園⇄団地南

2 学区外通学制度の見直し

学校統合に伴う通学区域再編の過渡期において、何度も通学先が変更になるなど負担の多い児童・生徒がおり、そのような児童・生徒に対して、路線バス以外の通学方法の検討と並行して、学区外通学を検討する検討委員会を設置し、通学の負担軽減を最優先とした、対象者・対象期間を限定した学区外通学制度の見直しを行います。

今回の検討会においては、現行の就学指定校変更制度及び特認校制度について制度のご説明をするとともに、今後の予定を共有します。

(1) 就学指定校変更制度について

①通学区域緩和制度

町田市立小中学校は、住所により決められている入学する学校（以下「指定校」）が定め

られていますが、入学に際して保護者や児童生徒が自ら希望し、指定校以外の学校への入学を申請できる制度です。

②通学区域緩和制度によらない指定校変更制度

下記の基準に該当する場合は、申請により指定校以外への学校への通学が認められる制度です。

【町田市就学指定校変更許可基準】

	事由	許可基準	許可期間
1	途中転居	在学中に通学区域外へ転居した場合で、引き続き在籍校に通学することを希望する場合	卒業まで
2	転居予定	転居予定地の通学区域指定校に、あらかじめ通学を希望する場合	転居するまでの期間（1年間程度）
3	下校後の保護	共働き等のため、下校後、祖父母宅等で児童の保護をする場合で、その保護宅の通学区域指定校に通学することを希望する場合	卒業まで （申請は小学校3年生まで）
4	兄弟姉妹関係	兄弟が、教育委員会の許可を受けて、通学区域外の学校に通学している場合で、弟妹も兄弟と同じ学校に通学することを希望する場合	卒業まで
5	特認地区	教育委員会が定めた特定の住所地に居住している場合で、指定校以外に通学を認められた学校に通学することを希望する場合	卒業まで
6	身体的理由	身体的な理由で、指定校への通学が困難な場合で、通学可能な学校に通学することを希望する場合	卒業まで
7	小中学校の継続	教育委員会の許可を受けて、通学区域外の小学校を卒業し、継続する中学校が通学区域の中学校以外の場合で、継続する中学校へ入学することを希望する場合	卒業まで
8	教育的配慮	いじめ、不登校等学校生活に起因する事情により、在籍校又は指定校に通学が困難な場合で、就学校を変更することにより改善が見込まれると教育委員会が判断した場合	卒業まで

（2）小規模特認校制度

町田市においては、小中一貫ゆくのき学園（大戸小学校・武蔵岡中学校）が、小規模特認制度を利用して通学することができる小規模特認校となっています。

小規模特認校制度については大戸小学校または武蔵岡中学校の通学区域を除く相原町に居住している児童・生徒が利用でき、通学費補助金の要件に該当する場合は通学費補助が支給されます。

（3）今後の検討会での予定

- ・7月：学校の統合等により転校を繰り返す児童・生徒への配慮（通学先の配慮）について
- ・8月：学校の統合等により学区が広域化する児童への配慮（通学距離の配慮）について